

平成 22 年度 地域再生環境整備事業（新地域再生マネージャー事業）
補助金交付要綱

平成 22 年 2 月 9 日
財団法人 地域総合整備財団

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）が、地域再生を図るための事業を導入しようとする市町村（特別区含む。以下同じ）に対して、当該事業の円滑な導入を図るために地域再生マネージャー等の専門家の派遣及びその他必要な経費の一部を補助する地域再生環境整備事業（以下「本事業」という。）における補助金交付の手続等を定める。

（補助対象事業）

第 2 条 本事業の補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 地域再生を目的とする事業の円滑な導入に、実質的な効果が期待できるものであること。
- (2) 地域再生マネージャー等の専門家と密接な連携が図られるなど、市町村が事業を効果的に実施するための仕組みを有していること。

（補助対象事業の実施期間）

第 3 条 補助対象事業は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 2 月 21 日までに間に実施するものとする。なお、第 7 条の補助金の交付決定前に着手している事業であっても、財団が認めた場合には補助対象事業に含めることができる。

（補助対象経費）

第 4 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域再生マネージャー等の専門家に対する委託費、人件費、旅費、社会保険料、一般管理費、物件費、事務所賃借料等、地域再生マネージャー等の専門家に事業を委託するために必要となる経費（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (2) その他本事業を実施するに当たり、特に財団が必要と認めた経費

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の 3 分の 2 以下で、かつ 1 事業当たり 400 万円を限度とする。

(補助金交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする市町村は(以下「申請市町村」という。) 次の各号に掲げる書類を、政令指定都市にあっては直接、その他の市町村にあっては都道府県を通じて、財団に提出するものとする。

- (1)地域再生環境整備事業(新地域再生マネージャ事業)補助金交付申請書(別記様式第 1 号)
- (2)地域再生環境整備事業(新地域再生マネージャ事業) 事業概要書(別記様式第 2 号)
- (3)その他補足資料

2 前項各号に掲げる書類の提出期限は、平成 22 年 3 月 31 日(第一次募集) 及び平成 22 年 6 月 30 日(第二次募集) とする。

(補助金の交付決定)

第 7 条 財団は、前条第 1 項の書類等を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて実施する調査等に基づき、交付を決定し、かつ、交付すべき補助金の額を確定し、申請市町村に通知する。

2 財団は、政令指定都市に対しては直接、その他の市町村に対しては都道府県を通じて、前項の通知を行うものとする。

(中間報告)

第 8 条 財団は、前条の補助金交付通知を受けた市町村(以下「交付市町村」という。) に対し、補助対象事業の実施期間中、事業進捗状況等の中間報告を随時求めることができる。

(事業実績報告及び補助金交付請求)

第 9 条 補助対象事業が完了した交付市町村は、次の各号に掲げる関係書類により、財団に対して、補助金の請求及び実績の報告を行う。

- (1)地域再生環境整備事業(新地域再生マネージャー事業) 補助金交付請求書(別記様式第 3 号)
- (2)地域再生環境整備事業(地域再生マネージャー事業) 実績報告書(別記様式第 4 号)
- (3)その他補足資料

2 前項の関係書類の提出先は、第 6 条第 1 項の規定の例による。

3 第 1 項の関係書類の財団への提出期限は、平成 23 年 2 月 23 日とする。

(補助金交付)

第 10 条 財団は、前条の書類等の提出があったときは、これを審査し、適正と認めるときは平成 23 年 3 月 31 日までに補助金を交付する。

(補助対象事業の変更等)

第 11 条 交付市町村は、第 7 条の補助金交付決定通知を受けた後、補助対象事業の内容変更、遅延等が生じた場合、速やかに財団と協議し、地域再生環境整備事業(新地域再生マネージ

ャー事業)変更申請書(別記様式第5号)を財団に提出するものとする。

2 財団は、前項の変更申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を市町村に通知する。

(補助金交付決定の取消)

第12条 財団は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(1)交付市町村が補助対象事業を中止した場合

(2)財団から交付された補助金が、補助対象事業以外の用途に使用された場合

(3)前各号に掲げるもののほか、事業関係者に法令違反があった場合等、補助金を交付することが社会通念に照らして適当でないと認められた場合

(補助金の返還)

第13条 前条に該当する場合、当該交付市町村は既に交付を受けた補助金があるときは、これを財団に返還しなければならない。

(交付市町村及びその他関係者の責務)

第14条 交付市町村及びその他事業関係者は、補助対象事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業完了後5年間保存するものとする。

2 交付市町村及びその他事業関係者は、補助事業完了後も、財団による当該補助対象事業に関する調査に協力する義務を負う。

(情報公開)

第15条 財団は、第7条の補助金の交付決定後に、交付市町村名、事業名称、補助対象業務の概要その他の内容を公開することができるものとする。

(法令遵守)

第16条 本事業による補助金の交付を受けた市町村は、法令等を遵守し、誠実にこの事業に係る業務を行うものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施にあたり必要な事項は別途定める。